

業務処理要領

留萌警察署庁舎敷地除排雪業務の処理については、委託契約書の定めのほか、この業務処理要領の定めによる。

記

1 使用する機械

業務の処理に当たっては次の機械を使用するものとし、その稼働に必要な費用は一切受託者の負担とする。

機 械 の 名 称	規 格	稼働見込時間
トラクタショベル	ホイール型 スノーバケット付、容量2.0m ³ 以上	3 5 時間
ダンプトラック	積載10t級、差枠付	5 8 時間

2 作業範囲

別図に示す区域内とする。

3 作業の方法

- (1) 除雪作業はおおむね15センチメートル程度の降雪があった場合に実施する。
- (2) 除雪した雪は敷地内の別途指定する場所に堆積させること。
- (3) 除雪した雪の堆積量が増え、排雪が必要と認められるときは、業務担当員と協議の上、留萌市が指定した雪捨て場へ運搬し投棄すること。

4 作業の時間

- (1) 除雪作業は、原則として午前8時45分までに終了させること。
- (2) 排雪作業の時間は、業務担当員の指示によるものとする。

5 実績の報告

(1) 業務日報

受託者は、一日の業務終了後、業務日報（別記第1号様式）を作成し、留萌警察署庁舎勤務員の確認を受けた後、業務担当員に提出すること。

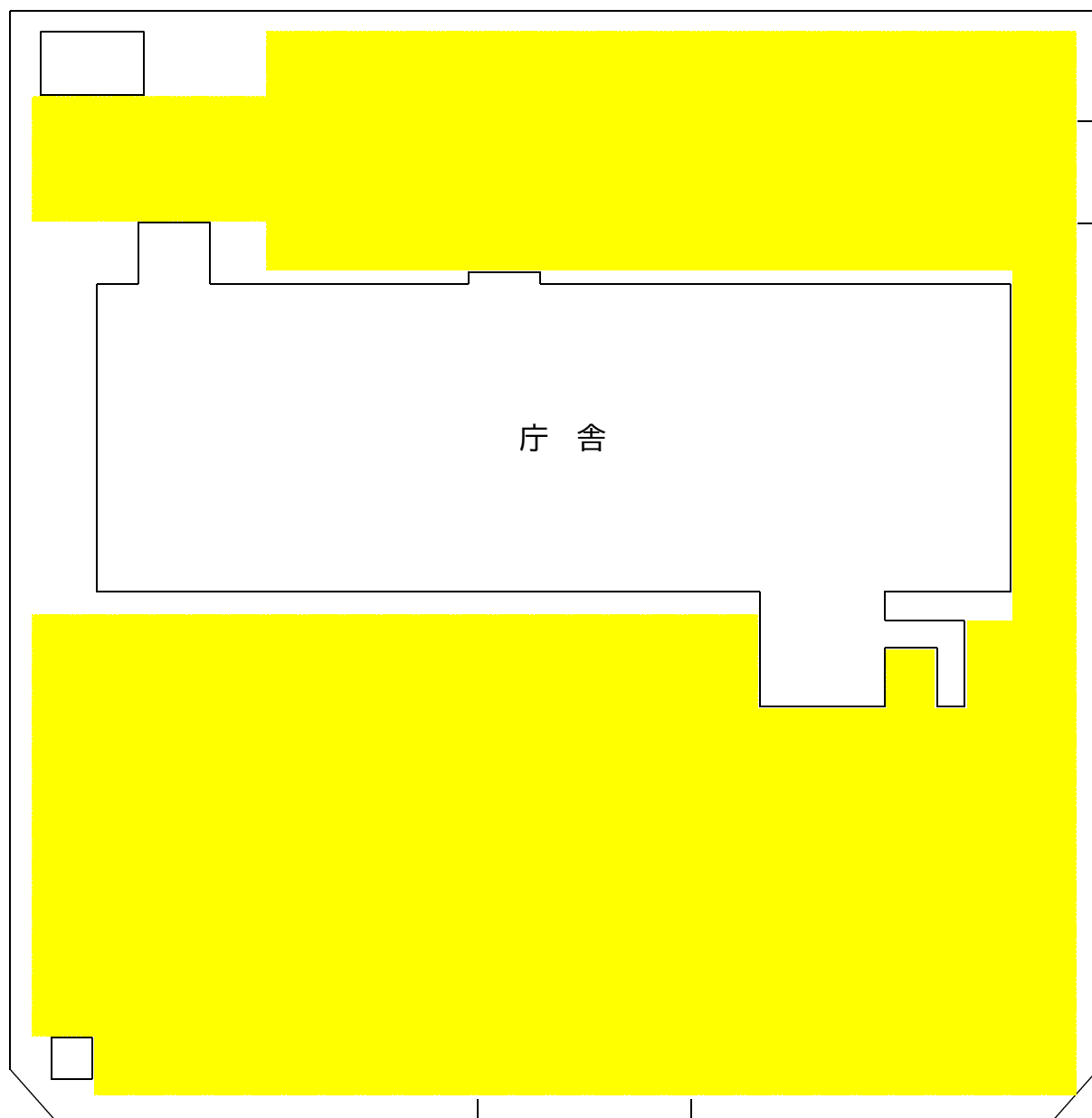
(2) 実績報告書

受託者は、一月分の業務実績について、翌月速やかに実績報告書（別記第2号様式）を業務担当員に提出するものとする。

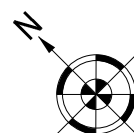
6 その他

- (1) 除排雪作業の実施に当たっては、周囲の安全に十分配慮し、事故のないようにすること。
なお、受託者の故意又は過失により委託者の建物、工作物及び車両等に損傷を与えた場合は、受託者の負担で復旧すること。
- (2) 本要領に記載のない事項については、その都度業務担当員と協議し、その指示を受けて業務を処理すること。

除 雪 の 範 囲



～ 除雪区域 (約1,715.87㎡)



			業務名	留萌警察署庁舎敷地除排雪業務			
業 務 日 報							
令和 年 月 日 (曜日) 天候							
作業従事者							
除排雪機械の名称	作 業 内 容	台 数	開始確認	稼働時間 (開始・終了)		終了確認	延 時 間
トラクタショベル	敷地除雪	台		時 分から 時 分まで	時間 分		時間 分
	排雪運搬	台		時 分から 時 分まで	時間 分		
		台		時 分から 時 分まで	時間 分		
ダンプトラック	排雪運搬	台		時 分から 時 分まで	時間 分		時間 分
		台		時 分から 時 分まで	時間 分		
		台		時 分から 時 分まで	時間 分		
注 作業内容欄は、該当する箇所を○で囲むこと。							
履行確認者氏名							

実 績 報 告 書

令和 年 月 日

北海道旭川方面留萌警察署長 様

受託者

業務名 留萌警察署庁舎敷地除排雪業務

令和 年 月 日付けで契約締結した上記業務の令和 年 月分実績について、次のとおり報告します。

記

除 雪 機 械 等 の 名 称	当月稼働時間	前 繰 越 時 間	計	当 請 求 時 間	翌 繰 越 時 間
トラクタショベル	時間 分	分	時間 分	時間	分
ダンプトラック	時間 分	分	時間 分	時間	分

<注> 当月の稼働時間の合計に1時間未満の端数が生じた場合は、翌月に繰り越すこととし、最終月は、契約書第2条第1項第2号に基づき処理するものとする。